



鳥取県公報

令和5年4月4日（火）
第9486号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（165）（福祉監査指導課）・・・ 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（166）（住まいまちづくり課）・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出（167）（企業支援課）・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（168）（〃）・・・ 3
	森林病虫害の駆除命令（169）（東部農林事務所）・・・ 3
	指定居宅サービス事業者の指定（170）（中部総合事務所県民福祉局）・・・ 4
	土地改良区の役員の就任（171）（中部総合事務所農林局）・・・ 4
	森林病虫害の駆除命令（172）（〃）・・・ 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（173）（西部総合事務所県民福祉局）・・・ 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（174）（〃）・・・ 5
	開発行為に関する工事の完了（175）（西部総合事務所環境建築局）・・・ 5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（30）・・・ 6
◇ 公 告	少年指導委員の委嘱（警察本部少年・人身安全対策課）・・・ 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（教育センター）・・・ 8
	随意契約の相手方の決定（デジタル改革推進課）・・・ 15
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・ 15

告 示

鳥取県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
株式会社デマンド	米子市皆生二丁目13-13	まごころケアプランセンター	米子市皆生新田一丁目7-41	平成30年2月13日

鳥取県告示第166号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
日本建築検査協会株式会社
- 2 変更する旨の届出があった事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
変更前 東京都中央区日本橋三丁目13-11
変更後 東京都中央区日本橋三丁目12-2
- 3 変更年月日
令和5年4月1日

鳥取県告示第167号

令和5年鳥取県告示第13号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したエスマートついのい店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村
鳥取市
- 2 意見の概要
(1) 駐車場出入口（西側及び南側）について、進入車両と退出車両の通行の区分線等を設置するとともに、歩道との境界の手前に停止線を設置すること。また、駐車場内における除雪の実施方法を検討すること。
(2) 駐車枠を示す白線を補修すること。

- (3) 店舗への車両の出入りが増加すると予想されるセール等の開催について、周辺学校施設その他地域の関係者への情報提供を検討すること。
- 3 縦覧に供する期間
令和5年4月4日から1月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

鳥取県告示第168号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日
令和4年1月31日ほか
- 5 届出年月日
令和5年3月24日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和5年4月4日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村建設産業課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第169号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 若 松 理 恵

- 1 区域及び期間
- (1) 区域
鳥取市の一部（別紙のとおりとする。）
- (2) 期間
令和5年5月15日から同年7月14日まで
- 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局、東部農林事務所八頭事務所及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第170号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社あいいろ	デイサービスはるかぜ	倉吉市福庭町一丁目225	令和5年4月1日	通所介護

鳥取県告示第171号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年4月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷 田 郁 子 東伯郡琴浦町大字下伊勢559

令和5年3月13日就任 任期 令和6年3月18日まで

鳥取県告示第172号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 区域及び期間

(1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

令和5年5月29日から同年7月14日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 日翔会	福祉用具貸与 販売事業所あ いご	日野郡日野町 根雨710	令和5年3月20日	令和5年4月30日	福祉用具貸与

鳥取県告示第174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和5年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 日翔会	福祉用具貸与 販売事業所あ いご	日野郡日野町 根雨710	令和5年3月20日	令和5年4月30日	介護予防福祉用具貸与

鳥取県告示第175号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年4月4日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和5年1月19日 鳥取県指令第202200248753号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字中坪

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町1861-1

松本 大翼

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第30号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和5年4月4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
1 病院		1 病院	
施設名	所在地	施設名	所在地
略		略	
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院介護医 療院マグノリアハ ウス	〃	社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院介護医 療院マグノリアハ ウス	〃
社会医療法人明和 会医療福祉センタ ーウェルフェア北 園渡辺病院介護医 療院アルメリアハ ウス	〃		
略		略	
医療法人養和会養 和病院	米子市上後藤三丁目5- 1	医療法人養和会養 和病院	米子市上後藤三丁目5- 1
医療法人養和会養 和病院介護医療院	〃		
医療法人養和会介 護老人保健施設仁 風荘 ユニット型介護老 人保健施設仁風荘	〃	医療法人養和会介 護老人保健施設仁 風荘 ユニット型介護老 人保健施設仁風荘	米子市上後藤三丁目5- <u>1</u>
略		略	
医療法人社団昌平 会介護医療院はじ め	西伯郡伯耆町大原927- 1	医療法人社団昌平 会介護医療院はじ め	西伯郡伯耆町大原927- 1

<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;">医療法人社団昌平 会介護医療院ふも と</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">”</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人慶愛 会軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里 あおい</td> <td>米子市皆生温泉四丁目17 - 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 略</p>	医療法人社団昌平 会介護医療院ふも と	”	略		施設名	所在地	略		社会福祉法人慶愛 会軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里 あおい	米子市皆生温泉四丁目17 - 2	略		<table border="1"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2 老人ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設名</th> <th style="width: 50%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム福 原荘</td> <td>米子市皆生温泉四丁目17 - 2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 略</p>			略		施設名	所在地	略		軽費老人ホーム福 原荘	米子市皆生温泉四丁目17 - 2	略	
医療法人社団昌平 会介護医療院ふも と	”																								
略																									
施設名	所在地																								
略																									
社会福祉法人慶愛 会軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里 あおい	米子市皆生温泉四丁目17 - 2																								
略																									
略																									
施設名	所在地																								
略																									
軽費老人ホーム福 原荘	米子市皆生温泉四丁目17 - 2																								
略																									

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

令和5年4月4日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 少年指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
井 上 芳 久	鳥取市末広温泉町	鳥取駅周辺地区 (鳥取市のうち、東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
西 山 佳 夫	鳥取市今町二丁目	
木 原 一 志	鳥取市吉成	
岡 本 大 明	鳥取市末広温泉町	
米 原 隆 生	鳥取市吉方	
石 井 明	鳥取市瓦町	
太 田 宏 司	鳥取市寺町	
岡 田 信 俊	鳥取市二階町二丁目	
白 岩 裕 隆	倉吉市荒神町	倉吉市街地区 (倉吉市のうち明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、研屋町、堺町二丁目及び宮川町の区域)
黒 田 多美子	倉吉市東町	
岩 瀬 敦 子	倉吉市西町	
松 本 敏 彦	倉吉市上井	
河 村 由香里	米子市明治町	米子駅前地区 (米子市のうち明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
深 田 栄	米子市末広町	
金 田 祐 二	米子市末広町	
杉 谷 圭 介	米子市朝日町	朝日町地区 (米子市のうち朝日町、西倉吉町、尾高町、角盤町一丁目、角盤町二丁目及び東倉吉町の区域)
和 田 恵 介	米子市角盤町一丁目	

辻 良太郎	米子市角盤町一丁目	皆生地区 (米子市のうち皆生温泉一丁目、皆生温泉二丁目、皆生温泉三丁目、皆生温泉四丁目、上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目、皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、新開一丁目、新開二丁目、新開三丁目、皆生新田一丁目、皆生新田二丁目及び皆生新田三丁目の区域)
長谷川 完	米子市角盤町二丁目	
木 下 有 二	米子市皆生五丁目	
宮 崎 良 雄	米子市新開四丁目	
権 代 雅 志	米子市上福原	

2 少年指導委員の任期

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積もること。

イ 本件調達案件に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間に乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年4月12日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（東部地区）校内LAN運営支援業務仕様書の7の（2）に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

（ア） 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

（イ） C o m p T I A（コンピューティング技術産業協会）が主催するC o m p T I A A+の試験に合格している者

（ウ） 過去5年間に、学校（鳥取県内外、校種は問わない。）のIT技術者として通算3年以上の勤務実績がある者

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 各構成員が、（1）のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 構成員の1以上の者が、（1）のイ及びオの要件を満たしていること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者になること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア） 目的

（イ） 名称

（ウ） 構成員の名称及び所在地

（エ） 代表者の名称

（オ） 代表者の権限

（カ） 構成員の出資の割合

（キ） 構成員の責任

（ク） 取引金融機関

（ケ） 業務途中における構成員の脱退に対する措置

- (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (サ) 解散後の契約不適合責任
 - (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局
鳥取県教育センター
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター教育DX推進課
電話 0857-28-2323
電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和5年4月4日（火）から同月27日（木）までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/306317.htm>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
- ア 交付期間及び交付時間
令和5年4月4日（火）から同月27日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。
- イ 交付場所
(1)に同じ
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
令和5年5月19日（金）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（木）午後5時までとする。
- イ 場所
〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター 本館2階 第1研修室
- 5 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。
また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年4月27日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に9,504を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に9,504を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in East Region of Tottori Prefecture

(2) April 27, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 19, 2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(May 18, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL: 0857-28-2323

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立学校（西部地区）校内LAN運営支援業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和5年7月1日から令和8年6月30日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達案件に係る1人1時間当たりの単価（1円未満の端数は認めない。）を見積もること。

イ 本件調達案件に係る契約は単価契約とするので、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、各月の業務委託料の請求においては、契約金額に当該月に履行した業務実績時間を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとする。

ウ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年4月12日（水）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 本件調達に係る業務の実施に当たり、入札説明書別添県立学校（西部地区）校内LAN運営支援業務仕様書の7の（2）に記載する派遣技術者の監督及び業務の技術的指導を行うことができる者を本件業務の技術責任者（以下「技術責任者」という。）として1名以上配置できる者であること。

なお、技術責任者は以下の要件のいずれかを満たす者であること。

（ア） 独立行政法人情報処理推進機構が主催する情報処理技術者試験の試験区分のうちITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験以外のいずれかの試験に合格している者

- (イ) C o m p T I A (コンピューティング技術産業協会) が主催するC o m p T I A A +の試験に合格している者
 - (ウ) 過去5年間に、学校(鳥取県内外、校種は問わない。)のI T技術者として通算3年以上の勤務実績がある者
 - カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
 - キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
- ア 各構成員が、(1)のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。
 - イ 構成員の1以上の者が、(1)のイ及びオの要件を満たしていること。
 - ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
 - オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の出資の割合
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 取引金融機関
 - (ケ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (コ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (サ) 解散後の契約不適合責任
 - (シ) その他必要な事項
- 3 契約担当部局
鳥取県教育センター
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局
〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター教育D X推進課
電話 0857-28-2323
電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、令和5年4月4日(火)から同月27日(木)までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/306317.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。
- ア 交付期間及び交付時間
令和5年4月4日(火)から同月27日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月19日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月18日（木）午後5時までとする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201
鳥取県教育センター 本館2階 第1研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和5年4月27日（木）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額に10,773を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上の金額を指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に10,773を乗じて得た金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Dispatch of experts to support information processing at prefectural school in West Region of Tottori Prefecture

(2) April 27, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 19, 2023 11:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(May 18, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2323

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	M i c r o s o f t 365ライセンス調達（ライセンス有効期間延長）業務 一式
2 契約方式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定した日	令和5年1月25日
4 契約の相手方の名称及び所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町50
5 契約金額	43,494,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
7 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課 鳥取市東町一丁目220

 一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年4月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和5年3月2日
4 落札者の名称及び所在地	住友電工システムソリューション株式会社大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4

- | | |
|------------------------|-------------------------------|
| 5 落札金額 | 53,240,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和5年1月13日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |